

省エネルギー対策実施期間中の本会議及び委員会におけるクールビズの実施について（案）

標記の件について、省エネルギー対策の一層の推進に努めるため、本会議及び委員会におけるクールビズの実施について、下記のとおり取り扱う。

記

- 1 対象となる会議
本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）
- 2 クールビズの内容
上着及びネクタイの着用を省略することができる。
- 3 実施期間
令和5年第1回臨時会終了後から令和5年10月31日まで
- 4 その他
会議に出席する理事者に対しても、この旨周知する。